

2019年度 ドライブレコーダー機器導入促進事業実施要領

2019年 4月 1日

公益社団法人 福島県トラック協会

1. 助成制度の対象

2019年4月1日から2020年2月29日の間に、ドライブレコーダー機器導入を実施する会員事業者。

但し、入会后6ヶ月以上で会費の未納がないこと。

2. 助成金予算額 20,000,000円

3. 助成対象機器 (別表参照)

・映像や走行に関するデータを記録できるドライブレコーダー車載器

4. 助成額 下記のとおりとする。(消費税は対象外)

1会員：15台を限度とする。

機能別助成額表

機器の分類	1台当たりの助成金上限額		備 考
	国の補助金を受けない場合の助成額	国の補助金を受けた場合の助成額	
簡易型	10,000円		<u>車載端末機1セットの2分の1(千円未満切捨て、1台毎に計算)</u>
標準型	20,000円		
運行管理連携型	40,000円	20,000円	

5. 実施期間

予算額に達し次第終了。(予算に余りがある場合は、2020年2月29日までとする。)

前年度分(4月1日以前に導入したもの)は対象外となります。また、次年度への持越しは致しません。)

6. 導入効果等の報告

助成金の交付を受ける事業者は、別に定める調査票に基づき、機器導入の効果等の報告をすることとなります。

7. その他

車載端末機1セットの内容は、機器本体、取付け部品、メモリーカード等その他車に取付ける際の費用をいう。 以上